

仕様書

1. 件名

食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的調査

2. 調査の背景・目的

(1) 国民のリスク認知の状況を継続的に把握するための調査設計に向けた初期的検討

食品安全委員会は、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行っているところ。その一方で、昨今、ソーシャルメディアの普及もありアクセス可能な情報は増えており、多種多様な情報が氾濫している。このため、科学的に正確な食品安全の情報を判別することが困難になっており、国民のリスク認識と科学的知見を踏まえた実際のリスクとの間のギャップが懸念されている。

国民の安全で健やかな食生活を実現するためには、食品安全に係る消費者の理解増進を図り、行動変容につなげる必要があり、これに向けて、食品安全委員会はリスク管理機関と共にリスクコミュニケーションを効果的に推進していくことが極めて重要である。そのためには、最新の科学的な知見に基づく情報を正しく伝えることはもとより、食品安全に関する様々なハザードや話題について、国民の認知や理解の状況及びその経時的な推移について継続的に把握することが求められる。

食品安全委員会は、これまでも食品安全モニターに対するアンケート調査や、「リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査」（平成 19 年度）、「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」（令和 2 年度）を行ってきた。しかし、事件事故等による意識の変化や新しいハザードへの関心の程度や、リスクは高いものの国民の関心は大きく下がっている可能性のあるハザードの把握等ができていないとの指摘もあり、幅広い国民における食品安全に対する認知やリテラシーについて、経時的に把握する手段が欠けていたという懸念がある。

このような状況も踏まえ、情報提供やコミュニケーションの優先度が高い食品安全上の話題を明らかにし、社会的な関心も考慮したリスクコミュニケーションの基盤となる情報を得るため、食品安全に関する国民のリスク認知やリテラシーの実態を経時的に把握できる調査（以下「本調査」という。）の適切な設計が不可欠である。これに向けて、令和 6 年度に、必要な課題や方向性を明らかにするための国内外の既存の関連調査の情報整理と予備調査の提案を行う。

(2) 各種意見交換会の効果測定のためのアンケート調査の改善

現在、食品安全委員会や地方自治体が開催する各種意見交換会等で利用されている参加者に対するアンケート調査は、食品安全委員会においては政策評価の測定指標の 1 つとしても使用されるが、目的に対する達成状況を把握する上で適切か検証されていない。また、調査項目が統一されていないため、地域、意見交換会の手法等による比較ができない。このため、より適切な政策評価に資するためのアンケート調査の調査項目及び調査票の改善案を提示する。

3. 作業内容（受注者が実施すべき業務及びその要件）

本事業の受注者（以下「受注者」という。）は、以下（１）のとおり、本調査設計に向けた初期的検討として、

- 1) 国内外の関連調査の情報整理
- 2) 本調査の調査設計及び調査項目素案の作成と課題の整理
- 3) 2) の課題解決に資する情報を得るための予備調査の企画設計を行う。

また、以下（２）のとおり、食品安全に関する各種意見交換会の効果測定のためのアンケート調査の改善案の提案を行う。

これら（１）及び（２）については、以下（３）のとおり、専門家を選定し、検討会の開催等を通じて意見聴取した上で実施する。

また、上記の成果に係る（４）の報告会を開催し、（５）の報告書を作成・提出する。

なお、受注者は、本業務の実施に先立ち、以下の参考文書を一読し、内容を把握することとする。

- WORKING PRINCIPLES FOR RISK ANALYSIS FOR FOOD SAFETY FOR APPLICATION BY GOVERNMENTS (CXG 62-2007)
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/attach/pdf/index-3.pdf
- 「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日食品安全委員会企画等専門調査会）
https://www.fsc.go.jp/osirase/pc2_ri_arikata_270527.data/riskomiarikata.pdf
- FAO Safety and Quality series No2. 「Risk Communication Applied to Food Safety Handbook」（FAO/WHO、2016）
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04700720295>
<http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/250083/1/9789241549448-eng.pdf?ua=1>

（１）国民のリスク認知の実態を継続的に把握するための調査設計に向けた初期的検討

1) 既存の国内外の関連調査に係る調査設計についての情報整理

2. の趣旨に則った、令和9年度以降予定する本調査の適切な調査設計に向けて、必要な情報を得るため、受注者は、国内外の政府機関又は公的機関が実施した既存の関連する意識調査※¹を対象として、調査設計※²、調査項目※³及び調査結果の政策への活用状況について情報を収集し、その結果を体系的に整理する。その際、本調査に適用する上で、調査設計や調査方法の観点から課題・留意点があれば、わかりやすく記載すること。

※1 国外の調査としては、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)の Consumer monitor, 英国食品基準庁(FSA)の Food and You を必須とする。国内の調査としては、内閣府の世論調査のうち本調査の適切な設計に資する事例を必須とする。これ以外に、国際機関や国外及び国内の政府機関により実施されている調査で、本調査の適切な調査設計に必要な情報を取得する上で重要かつ情報収集可能な事例（食品安全分野を主眼とするが、それ以外の分野でも可）があれば、事務局と協議の上で、それらも含める。

※2 調査対象者の数と属性、調査パネル設計（オンラインの場合）、調査エリア、

調査期間・時期、調査頻度、サンプリング方法、調査の実施方法の詳細、調査結果に対する重みづけなどの補正ロジックを含む

※3 質問数、質問内容、質問の聞き方、調査票での表現方法等を含む

2) 本調査の調査設計及び調査項目素案の作成と課題の整理

受注者は、1)の結果を踏まえ、2.に掲げる目的に沿って本調査の設計を適切に行うために、以下ア及びイを実施する。なお、本調査の前提条件は以下のとおり。

[令和9年度以降予定する本調査の前提条件]

- ・調査の種類：

以下の2種類とする。ただし、(a)の調査の頻度について、食品安全に関する国民のリスク認知の実態を継続的に把握する上で適切な頻度とする。

(a) 定点調査（毎回決まった質問項目）

(b) 特別調査（スポット的实施を想定、特定のハザード・話題に関する質問項目）

- ・母集団：18歳以上の国内在住者

- ・調査エリア：日本全国（日本全体としての実態を把握することを主目的とする）

- ・調査項目：

以下を把握できる質問数、質問項目、質問順、質問の尋ね方とする。

バイアスを最小限にし、生活者の視点から適切な内容となるよう配慮すること。

- 消費者の健康に関する話題（既存及び新興のハザード並びに食品に関する新たな技術を含む）の認知、関心

- 上記に関連する情報の入手についての状況（頻度、手段、情報源、情報源に対する信頼度等）

- 消費者の健康を保護するための食品安全委員会又は関係省庁による施策の成果の指標となり得る項目（例：政府の取組状況についての認知度、流通する食品の安全性についての信頼度）

- その他、2.の目的を達成するために必要な項目

- ・サンプリング方法、調査方法、年間の調査回数、調査時期・期間、調査結果の整理・解析・提示の方法、データ収集・管理方法

目的を達成するために適切な内容とする。なお、定点調査においては、経時的な変化の比較・解析の結果をわかりやすく可視化できる様式を作成する。

<留意事項>

- ・本調査を通じて、食品安全委員会に加えリスク管理を担当する関係省庁を含む行政機関において、食品安全の確保に係る施策の推進に資する国民の意識に関する情報を取得できることが望ましい。

- ・調査設計する事業者と調査を実施する事業者が異なる場合、また、調査を実施する事業者が変更となる場合でも、バイアスを最小限にし、過去の調査結果との比較が可能となるよう配慮すること。

ア 本調査の調査設計の素案の作成

2.に掲げる目的に沿った本調査の適切な調査設計（調査方法含む）・調査の実

施計画等について検討し、それらの具体的な内容（調査方法、調査対象者、サンプリング方法、調査期間・時期、実施スケジュール、各調査方法のメリット、デメリット、回収率及び費用概算等）について整理した上で、適切な調査設計の素案を提示する。その際、調査方法等などの各事項について、考えられるオプション（複数でも可）とその理由を提示するとともに、確定のために解決すべき課題も提示すること。調査方法については、あらかじめオンラインに限定せず、訪問、郵送、電話、それらの組み合わせなど他の調査方法についても十分に検討した上で、調査目的に沿った調査設計となるよう提案すること。

イ 本調査の調査項目の素案の作成

2. に掲げる目的に沿った本調査の適切な質問数、質問の内容、質問の表現方法を検討し、調査項目と調査票の素案を提示すること。その際、食品安全委員会が公表している過去の類似調査における課題を踏まえて、作成すること。また、調査項目と調査票の確定をするために必要な課題を整理すること。

3) 本調査の適切な調査設計のために必要な情報を得るための予備調査の企画

専門家の意見を十分に聴取した上で、本調査の適切な調査設計及び調査項目を確定に資する情報を得るための予備調査（グループインタビュー等も含む）を企画する。具体的には、以下ア及びイの具体的な案及び必要な予算を提示する。なお、予備調査は、本業務の終了後、令和7年度に実施することを前提とする。

ア 調査設計

1) 及び2) で同定された課題を踏まえて、予備調査の調査設計案を提案する。なお、予備調査を複数回実施することが適切である場合は、それらも含めること。

(例1) 日本全体としての実態を把握することを主眼とするが、性別、年齢、居住地域等による意識の差も把握する必要があるかどうかを検討する。

(例2) オンラインでの調査方法の場合、調査対象パネルをどのように設計すれば、性別、年齢、居住地域、雇用形態等の社会人口統計的属性と調査方法によるバイアスを補正することができるかを検討する。

(例3) 調査項目に関して、バイアスを最小限にし、生活者の視点から適切な内容とする上で適切な質問順、質問の尋ね方、選択肢などを検証する。

イ 実施計画

アに基づき、具体的な実施内容と実施プロセス、実施スケジュールの案を作成する。実施期間中に発生する可能性のある業務リスクがあれば、その対応策も報告すること。

(2) 食品安全に関する各種意見交換会の効果測定のためのアンケート調査の改善

受注者は、今後、食品安全委員会が単独で、または地方自治体等と共催で開催する各種意見交換会、自治体単独主催の意見交換会等でも統一的に使用でき、より適切な政策評価に資するためのアンケート調査の調査項目及び調査票を提案する。具体的には、以下1)～4)を実施する。

1) 既存の意見交換会のアンケート調査の結果の解析と課題の整理

事務局から提供される資料（平成25年度以降の主な意見交換会のアンケート調査の実施方法、調査項目、回答の概要、調査票）をもとに、結果を分析し、意見交

換会の効果測定及び政策評価に活用する上での課題や改善すべき点を整理する。

2) アンケート調査の改善案の提案

1) を踏まえて、適切な調査項目（質問数、質問内容、質問の聞き方や表現方法を含む）、調査票、回答方法、回答結果の整理・解析方法及び結果を提示する様式を提案する。

3) 意見交換会での試行

事務局が指定する意見交換会（2回程度）において、2) のアンケート調査を試行し、その結果を整理・解析する。

4) 試行結果を踏まえたアンケート調査設計の改善

3) の結果を踏まえて、今後の調査設計・調査票の改善案を提案するとともに、調査の実施に当たっての留意点を整理する。

(3) 専門家の選定と意見聴取、検討会の開催

受注者は、3. (1) 及び3. (2) について調査設計をより効果的に行うため、社会調査（特に調査設計や調査方法）、リスク心理学、食品安全に関する専門家、食品安全委員会委員及び食品安全委員会事務局職員等からなる検討会を設置する。専門家の選定にあたっては、事務局と協議し了承を得るものとする。また、構成員から要請があれば、必要な者を検討会に招聘することとする。

検討会は、2週間に1回を目途に、計4回程度開催するものとする。

検討会では、受注者からの業務に係る具体的な提案、並びに進捗状況及びその他業務の推進に必要な事項及び課題等に関する説明や報告を行い、意思決定及び改善策の提示を行う。

検討会の各回において、受注者は、以下を遵守する。

- ・議題、開催日程及び参集範囲については、開催の都度、事務局と事前に調整する。
- ・議題についてはタスクリストで管理し、会議資料とする。
- ・開催場所は、原則として食品安全委員会事務局会議室とする。
- ・検討プロセスや議論の内容の透明性を確保するため、会議終了後、3 営業日以内に議事概要案を作成して発注者に提出し、承認を受けた後、構成員に共有する。

なお、専門家及び発注者が指定する者に対する、本業務に係る謝金及び旅費等を含む一連の経費（検討会以外の場での意見聴取を含む）については、事務局と協議の上で、すべて受注者が負担すること。

(4) 報告会の開催

- 1) 本業務で得られた成果について、食品安全委員会委員及び事務局職員を対象とする報告会を開催すること。
- 2) 報告会の開催は、事務局からの特段の指示がない限り原則として事務局の会議室を使用することとし、開催日時、構成員等について、事前に事務局の了承を得ることとする。

(5) 成果物の作成

本事業の成果をまとめた調査報告書を作成し、事務局に提出すること。その際、以下の点に留意すること。

- 1) 調査報告書は、本業務で得られた内容を体系的に整理、分析を行い、必要に応じて図表や図形等を用いてわかりやすいものにするよう努めること。また、成果をまとめる際は、提案や意思決定の裏付けが明確となるよう、理由や根拠情報を記載するよう努めること。
- 2) 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、成果等について要約した、「調査の概要」を記載すること。
- 3) 調査報告書（製本版）は、日本工業規格 A 列 4 番（A4 サイズ）で作成すること。
- 4) 調査報告書（DVD-R 等の電子媒体）は、PDF 形式(OCR 処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。
- 5) 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

(6) 本業務の応札者の要件

本業務の応札者は、以下 1) ～ 3) を満たす者であるものとし、それぞれについて「技術等提案書」において説明すること。また、本業務に係る具体的な業務実施体制及び業務計画も示すこと。

1) 調査の実績と経験

- ・過去 5 年間に於いて、1000 人規模以上を調査対象者とする意識調査を実施した経験があり、主な調査実績とその調査方法を提示できること
- ・上記のうち調査設計に関する業務経験があり、その具体的な事例を提示できること（複数の調査方法を組み合わせた調査パネル設計の実績があることが望ましい。）

2) 調査設計に関する専門知識

- ・社会調査の理論と実践に精通している担当者が含まれること
（担当者に「社会調査士」の資格を有する者を含むことが望ましく、「専門社会調査士」の資格を有する者を含むことがさらに望ましい。）
- ・様々な調査方法（例：オンライン調査、郵送調査、電話調査など）のメリットとデメリットを理解し、適切に選択又は組み合わせる能力があること
- ・これまでの調査実績や専門知識を基に、調査の目的に応じた最適な調査設計を提案できること

3) 調査の実施・分析能力と品質管理

- ・調査方法ごとに要するコストとスケジュールに精通していること
- ・調査方法によらず、調査設計通りに調査を実行できること
- ・予算で効率的に調査を実施できる計画を提示できること
- ・調査で得られたデータの信頼性と有効性を確保するための品質管理プロセスを提示すること
- ・調査結果の分析と報告において高い精度を維持し、明確で透明性のある説明ができること

4. 契約期間

契約開始日～令和7年3月31日

5. 作業スケジュール（予定）

令和7年1～2月 3（1）～（4）の実施

3月 結果分析・報告会の開催・報告書とりまとめ

令和7年3月31日までに成果物を提出すること。

6. 成果物

調査報告書（製本版） 10部

調査報告書（DVD-R） 2部

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 連絡調整

本業務の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「5. 作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

- （1）本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。
- （2）技術等提案書においては、本業務の目的を達成するために十分な体制・能力と、実行可能性を有していることを、社会調査等の専門知識を持たない職員にもわかりやすく示すこととする。その際、以下に留意すること。
 - ・ 3（1）～（3）の実施方針（以下ア～エの具体的提案があれば、なお望ましい）
 - ア 3（1）1）については、※1で明示した事例以外に、本調査の適切な調査設計に必要な情報を取得する上で重要かつ情報収集可能な事例（食品安全分野を主眼とするが、それ以外の分野でも可）があれば、それも提案すること。
 - イ 3（1）2）については、様々な調査方法、調査パネル設計、調査期間・時期等のメリット、デメリット及び費用概算等について検討・整理した上で、適切な調査設計の素案を提示すること。現時点で確定できない項目については、考えられるオプションを提示すること。
 - ウ 3（1）3）については、現時点で想定される予備調査があれば、その目的と調査設計を提案すること。
 - エ 3（2）に関しては、過去に類似事案を実施した実績（食品安全分野であるかどうかは問わない）があれば、その具体例の提示のみでも差し支えない。

- ・ 3（6）１）～３）に記載した応札者の要件を満たすこと
- ・ 成果物提出までの想定スケジュールとプロジェクトマネジメントの考え方
 - 3（3）の検討会の開催を含めたスケジュール（各回の検討会の想定テーマを含む）を作成すること
- ・ 仕様書に記載した内容以外の、本業務の目的を達成するための追加提案（任意）

10. 機密の保持

- （1）本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- （2）関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

11. その他

- （1）本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行において必要と認められる事項に関しては、別途発注者と協議の上で行う。
- （2）本業務の実施にあたり、事務局から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態等は問わない）を含め契約上知り得た情報については、許可なく第三者に開示又は本業務以外の目的で利用しないものとする。ただし、事務局から取得した時点で既に公知であるもの、事務局から取得後に受注者の責によらず公知となったものを除く。
- （3）本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。
- （4）成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開する。
- （5）本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
 ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
 なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- （6）納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- （7）本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の

事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

- (8) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

12. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課 リスクコミュニケーション係

電話：03-6234-1191、1139

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。